

令和2年第2回臨時会における新型コロナウイルス  
感染症対応に係る議会運営について

会議における対応について

- ①会議に出席する議員及び職員については、マスク着用のまま説明・質疑・答弁を行うこと。
- ②議場については、隣との席が近く密接し、間隔が保てないため、席と席の間に間仕切りをするとともに、できるだけ換気に努めること。
- ③委員会については、同時開催は行わず、第1、2委員会室をオープンにして、席の間隔を広げ、できるだけ換気に努めること。また、執行部の出席者は、特別職、提出議案の所管部課長及び関係職員のみとする。
- ④傍聴については、自粛をお願いする。傍聴に来られた場合は手指のアルコール消毒とマスク着用の協力をお願いする。感染防止のため、モニターを別室に準備して、別室での傍聴をお願いする。
- ⑤感染予防の観点から、会議中の水分補給のための水、お茶のペットボトルの持ち込みを認める。
- ⑥人事異動に伴う（本会議：部次長以上、委員会：課長補佐以上）職員の紹介は行わない。